

(別添)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)

1 一般廃棄物処理施設の技術上の基準の追加

(1) 焼却施設に係る要件

焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を含む。)において、固形燃料を焼却する場合の要件を次のとおり新たに追加する。

固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤しないように必要な措置が講じられていること。

固形燃料を保管する場合は、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(イ) 固形燃料が湿潤しないように必要な措置が講じられていること。

(ロ) 保管設備内の空気を常時換気できるよう必要な措置が講じられていること。

(ハ) 固形燃料をサイロその他の閉鎖された空間に保管する保管設備にあっては、次の要件を備えていること。

- ・ 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

- ・ 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の消火設備が備えられていること。

(ニ) 散水装置、消火栓その他の消火設備が備えられていること。

固形燃料をピットその他の外気に開放された空間に保管する場合であって、保管する固形燃料の数量が一日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える場合にあっては、の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(イ) 固形燃料が湿潤しないように必要な措置が講じられていること。

(ロ) 保管設備内の空気を常時換気できるよう必要な措置が講じられていること。

(ハ) 固形燃料の表面温度を監視するための装置が設けられていること。

(ニ) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ホ) 散水装置、消火栓その他の消火設備が備えられていること。

固形燃料をサイロその他の閉鎖された空間に保管する場合であって、保管する固形燃料の数量が一日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える場合にあっては、の規定にかかわらず、(イ)の規定の例によるほか、次の要件を備えた保管施設が設けられていること。

(イ) 連続的に固形燃料を保管設備に投入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、当該保管設備の前に他の保管設備において保管した固形燃料を投入する場合はこの限りではない。

(ロ) 保管設備内の温度、一酸化炭素濃度その他保管施設を適切に管理するため

に必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ハ) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱が蓄積することを防止するために必要な措置が講じられていること。

(ニ) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の消火設備が設けられていること。

## (2) 固形燃料化施設に係る要件

固形燃料化施設の要件を次のとおり新たに追加する。

爆発による被害を防止するために防爆設備又は爆風逃がし口の設置その他の必要な措置が講じられた破碎設備が設けられていること。

乾燥設備にあっては、次の要件を備えていること。

(イ) 乾燥室出口の空気の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ロ) 乾燥した廃棄物中の水分を連続的に監視するための装置が設けられていること。

薬剤添加設備にあっては、廃棄物と添加剤を十分に混合することができるものであること。

次の要件を備えた成形設備が設けられていること。

(イ) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さに成形できるものであること。

(ロ) 成形設備の温度又は成形設備の出口から排出される空気の温度若しくは一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が備えられていること。

次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。

(イ) 外気温度よりも大きく上回らない程度に固形燃料を冷却できるものであること。

(ロ) 冷却設備入口及び出口の空気の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ハ) (ロ)に掲げるもののほか、冷却設備内の温度又は一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

固形燃料を保管することができる保管設備を設ける場合にあっては、(1)から の規定の例によること。

## 2 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準の追加

### (1) 焼却施設に係る要件

焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を含む。）において、固形燃料を焼却する場合の要件を次のとおり新たに追加する。

固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。

(イ) 固形燃料の性状を次に掲げる表中の第1欄の項目ごとに測定し、第2欄に掲げる性状に準拠してあらかじめ定める基準に適合していることを確認すること。

項 目	性状
水 分	10%以下
温 度	外気温程度

(ロ) 固形燃料の外観を目視により監視し、著しく粉化していないことを確認すること。

搬入しようとする固形燃料の性状が (イ)の規定によりあらかじめ定められた基準を満たしていない場合又は(ロ)の規定に適合しない場合は、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。

固形燃料を保管施設から排出しようとする場合にあつては、 の規定を準用すること。この場合において「保管設備に搬入」とあるのは「保管設備から搬出」と読み替えるものとする。

排出しようとする固形燃料の性状が の規定で準用する (イ)の規定によりあらかじめ定められた基準を満たしていない場合又は(ロ)の規定に適合しない場合は、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。

受け入れた固形燃料の性状を適切に管理するために必要な項目の測定を行い、かつ、記録すること。

固形燃料の受入設備にあつては固形燃料が湿潤しないように必要な措置を講ずること。

固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする。

(イ) 固形燃料が湿潤しないように必要な措置を講ずること。

(ロ) 保管設備内の空気を常時換気すること。

(ハ) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあつては、固形燃料の入替えその他の固形燃料を放熱させるために必要な措置を講ずること。

(ニ) 固形燃料をサイロその他の閉鎖された空間に保管する保管設備にあつては、保管設備内の温度及び一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(ホ) (ニ)に掲げる温度及び濃度については、保管設備を管理する上で適切な数値になっていること確認すること。

(ハ) 固形燃料を容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする。

- ・ 容器中の固形燃料の性状を把握するために選定した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。
- ・ 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、当該容器の間を通気できるように一定の間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。
- ・ 測定した温度については、容器を用いて保管する上で適切な数値になっていることを確認すること。

固形燃料をピットその他の外気に開放された空間に保管する場合であつて、保管する固形燃料の数量が一日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える場合にあつては、 の規定にかかわらず、次のとおりと

する。

- (イ) 固形燃料が湿潤しないように必要な措置を講ずること。
- (ロ) 保管設備内の空気を常時換気すること。
- (ハ) 保管設備内を定期的に清掃すること。
- (ニ) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ホ) 保管した固形燃料をかくはんすることその他の異常な温度の上昇を防止するために必要な措置を講ずること。
- (ヘ) (ニ)に掲げる温度については、保管設備を管理する上で適切な数値になっていることを確認すること。

固形燃料をサイロその他の閉鎖された空間に保管する場合であって、保管する固形燃料の数量が一日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える場合にあっては、の規定にかかわらず、(イ)及び(ハ)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (イ) 連続的に固形燃料を保管設備に投入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、当該保管設備の前に他の保管設備において保管した固形燃料を投入する場合はこの限りではない。
- (ロ) 保管設備内の温度、一酸化炭素濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ハ) 固形燃料の酸化による発熱又は蓄熱を防止するために必要な措置を講ずること。
- (ニ) (ロ)に掲げる温度又は濃度については、保管設備を管理する上で適切な数値になっていることを確認すること。

## (2) 破碎施設に係る要件

破碎施設に係る要件に投入する廃棄物の種類を連続的に監視することを新たに追加する。

## (3) 固形燃料化施設に係る要件

固形燃料化施設の要件を次のとおり新たに追加する。

受入設備にあっては、廃棄物の性状が均一となるよう必要な措置を講ずること。

破碎設備にあっては、投入する廃棄物の種類を連続的に監視すること。

乾燥設備にあっては、次のとおりとする。

- (イ) 乾燥設備出口の空気の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ロ) 廃棄物中の水分を連続的に監視すること。
- (ハ) 乾燥設備内に廃棄物が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために散水その他の必要な措置を講ずること。
- (ニ) 排ガスに係る煙道を定期的に清掃すること。
- (ホ) (イ)の温度及び(ロ)の水分については、乾燥設備を管理する上で適切な数値になっていることを確認すること。

薬剤添加設備にあっては、投入した廃棄物と添加剤を均一に混合すること。

成形設備にあっては、次のとおりとする。

- (イ) 固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さとなるよう成形すること。
- (ロ) 成形設備の温度又は成形設備の出口から排出される温度若しくは一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ハ) 運転を開始する場合には、塵を除去すること。
- (ニ) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。
- (ホ) (ロ) に掲げる温度又は濃度については、成形設備を管理する上で適切な数値になっていることを確認すること。

冷却設備にあっては、次のとおりとすること。

- (イ) 固形燃料を設計時に定められた温度まで冷却すること。
- (ロ) 冷却設備入口及び出口の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ハ) (ロ) に掲げるもののほか、冷却設備内の空気の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (ニ) 冷却設備内に固形燃料が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために散水その他の必要な措置を講ずること。
- (ホ) (ロ) 及び(ハ) に掲げる温度又は濃度については、冷却設備を管理する上で適切な数値になっていることを確認すること。

固形燃料の保管設備にあっては、( 1 ) から の例によること。

固形燃料を保管施設から搬出しようとする場合にあっては、次のとおりとすること。

- (イ) 固形燃料の性状を次に掲げる表中の第 1 欄の項目ごとに測定し、第 2 欄に掲げる性状に準拠してあらかじめ定める基準に適合していることを確認すること。

項 目	性状
水 分	1 0 % 以下
温 度	外気温程度

- (ロ) 固形燃料の外観を目視により監視し、著しく粉化していないことを確認すること。

搬出しようとする固形燃料の性状が (イ) の規定によりあらかじめ定められた基準を満たしていない場合又は(ロ) の規定に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。

製造した固形燃料の性状を適切に管理するために必要な項目の測定を行い、かつ、記録すること。

- 3 一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める記録事項の追加  
焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を含む。）に係る記録事項について、2 において追加された温度等の測定状況及び清掃状況に関する事項を追加する。

#### 4 既存施設の取扱い

( 1 ) 新設の施設

施行日から適用する。

( 2 ) 既存施設

1に掲げるもの、2(1)、(イ)、(ロ)、(ニ)、(ホ)(以上4項目については、(3)で準用する場合を含む。)、(イ)(及び(3)で準用する場合を含む。)、(ロ)、(ニ)、(ハ)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)(以上7項目については、(3)で準用する場合を含む。)、(3)(イ)、(ロ)、(ホ)、(イ)、(ロ)、(ホ)、(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ホ)の規定については、2年間の経過措置を設けることとする。